

○電子申請による届出について

令和6年4月の介護保険施行規則の改正により、指定申請等はやむを得ない事情を除き、原則として厚生労働省が所管する電子申請届出システムを使用する方法により届出を行うこととされました。

大田原市では令和6年10月1日より電子申請届出システムを利用した届出の受付を開始しています。受付可能な届出は以下のとおりです。

- ・ 新規指定申請
- ・ 指定更新申請
- ・ 変更届出
- ・ 加算届出
- ・ 廃止・休止届出
- ・ 再開届出

電子申請届出システムの利用については、GビズIDアカウントの取得が必須となります。アカウントの種類は以下のとおりです。

GビズID プライム	会社代表、個人事業主向け	利用可
GビズID メンバー	GビズIDプライム取得組織の従業員向け（複数作成可能）	利用可
GビズID エントリー	事業しているなら誰でも作成可	利用不可

○電子申請届出システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「GビズID プライム」と「GビズID メンバー」です。

※「GビズID エントリー」では利用できませんのでご注意ください。

○書類郵送にてアカウントを作成する場合は、押印のある申請書と印鑑証明書をGビズID運用センターへ郵送するため、取得に2週間程度かかります。

※詳細についてはデジタル庁のホームページをご確認ください。

- ・ 厚生労働省ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- ・ GビズIDの取得（デジタル庁）

URL：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・ 電子申請・届出システム

URL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※電子申請届出システムを利用する際は、GビズIDの取得が必要です。

○指定更新申請について

申請書類の提出期限は有効期限の前月末日です。有効期限を迎える事業所については、満了日の約2か月前に指定更新の案内を郵送します。案内通知に従って手続きを行ってください。

※休止中の事業所については、指定更新されません。満了日にて指定の効力を失うこととなりますのでご注意ください。

○変更届出について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に変更の内容が分かる書類を添付の上、所定の「変更届出書」により市に届け出る必要があります。

<提出書類>

- ・変更届出書
- ・添付書類（添付書類一覧参照）
※添付書類一覧以外の書類を提出していただくこともあります。

○介護報酬の算定に係る体制の変更について

新規指定申請時に提出した「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の内容に変更が生じる場合には、必要書類を提出してください。（例：新たに加算を算定する場合等）

人員基準欠如の場合や介護報酬を減額して請求する際にも、体制の変更手続きが必要です。体制の変更を行わないと、県国保連による支払の審査でエラーとなり、介護報酬の支払ができない場合がありますので、ご注意ください。

<提出書類>

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・その他必要書類（サービス提供体制強化加算に関する届出書等）

介護報酬の算定に係る体制の変更については、以下のとおりサービス種類ごとに各月の提出期限までに届出が受理される必要があります。

提出期限	サービス種類等
前月15日まで	訪問型サービス、通所型サービス、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
前月末まで	認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

○廃止・休止・再開届出書

事業所を廃止・休止する場合には、その旨を1か月前までに、再開したときは10日以内に届け出る必要があります。ただし、再開するときは指定基準を満たしていることを確認するために事前に市にご相談ください。

※各種様式は厚生労働省ホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

令和6年10月1日より受付開始しました。

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」による受付を開始しました。

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。大田原市でも、令和6年10月1日より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始しています。

● 介護事業所の文書負担軽減につながります

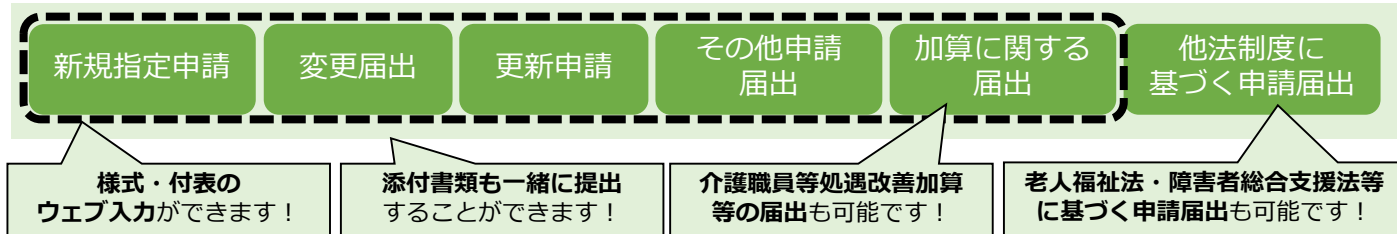


介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

● 本システムより受付可能な電子申請・届出の種類

（※大田原市では令和7年9月1日時点で黒点線部のみ受付可）



● 本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 Gビズ IDの取得が必要です。 お早めにご取得ください。



●本システムは、**Gビズ ID（プライム・メンバーのいずれか）よりログイン**いただきます。

Gビズ IDは、**法人・個人事業主向け共通認証システム**です。

Gビズ IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、Gビズ IDアカウントをご使用いただきます。

本システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「Gビズ IDプライム」と「Gビズ IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



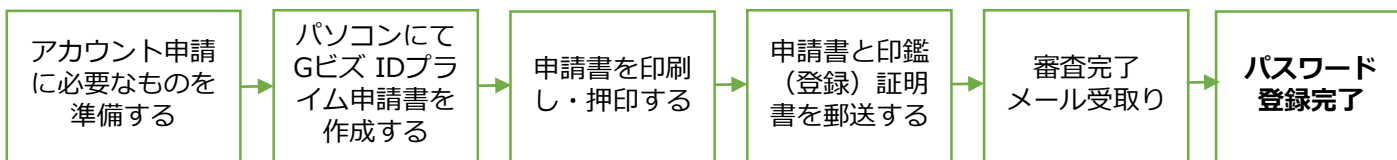
●Gビズ ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずGビズ IDプライムの申請が必要です。

（Gビズ IDメンバーのアカウントは、Gビズ IDプライムが作成します。）

Gビズ IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

Gビズ IDプライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします。**



●Gビズ IDは電子申請届出システム以外の**省庁・自治体サービスでもご利用**いただけます。

【Gビズ IDを活用して利用できる代表的な省庁サービス】（令和5年8月時点）

日本年金機構
「社会保険手続き
の電子申請」

厚生労働省
「雇用関係助成金
ポータル」

厚生労働省
「食品衛生申請等
システム」

中小企業庁
「中小企業者認定・
融資電子申請システ
ム(SNポータル)」

中小企業庁
「IT導入補助金
2023」

●詳細については**デジタル庁 Gビズ IDホームページ** (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。

